

南海トラフ地震防災対策計画(又は南海トラフ地震防災規程)の作成・届出対象施設(事業)一覧

政令番号	対策計画の作成義務者(施設または事業例)	収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震防災規程を定める計画	対策計画又は南海トラフ地震防災規程の提出先	提出にあたり必要な添付書類			
1	【消防法施行令第1条の2第3項】							
	1項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	30人以上 〃	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	当該施設の位置を明らかにした図面		
	2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類 ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業店舗 ニ カラオケボックス、個室マンガ喫茶・ネットカフェ 等	30人以上 〃 〃 〃					
	3項	イ 待合、料理店類 ロ 飲食店	30人以上 〃					
	4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上					
	5項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所類	30人以上					
	6項	イ 病院、診療所又は助産所	30人以上					
	8項	①図書館、②博物館、③美術館類	50人以上					
	9項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類 ロ イ以外の公衆浴場	30人以上 50人以上					
	10項	①車両の停車場又は②船舶若しくは③航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)	50人以上					
	11項	神社、寺院、教会類	50人以上					
	13項	イ 自動車庫又は駐車場	50人以上					
	15項	前各項に該当しない事業場	50人以上					
	16項の2	地下街	30人以上					
	16項の3	準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	50人以上					
	17項	文化財建築物	50人以上					
	2	【消防法施行令第1条の2第3項】 次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの						
16項イ		消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設	30人以上 50人以上				消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防
16項ロ		消防法施行令別表第1の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設	30人以上 50人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課			
3	【危険物の規制に関する政令第37条】 予防規程を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所、取扱所(①複数の市町を跨ぐ製造所又は②その他の製造所)	全て	予防規程 (消防法第14条の2第1項)	①県消防保安課 ②市町消防				
4	【火薬類取締法第3条】 火薬類の製造所(①煙火又は②その他の火薬類)	全て	危害予防規程 (火薬類取締法第28条第1項)	①市町消防 ②中国四国産業保安監督部 保安課				
5	【高圧ガス保安法第5条第1項】 高圧ガス製造事業所(①コンビナート等保安規則の特定製造事業所又は②その他の製造所)(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く)	全て	危害予防規程 (高圧ガス保安法第26条第1項)	①県消防保安課 ②市町消防	当該施設の位置を明らかにした図面			
6	【毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項】 毒物・劇物製造、貯蔵所(当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上のものに限る)	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面			
7	【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条等】 核燃料物質の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設等	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課				
8	【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】 石油コンビナート等防災区域内の特定事業所(第一種・第二種事業所)(①複数の市町を跨ぐパイプライン又は②その他の事業所)	全て	防災規程 (石油コンビナート等災害防止法第18条第1項)	①県消防保安課 ②市町消防				
9	【鉄道事業法第2条第1項】 第一種鉄道事業者、第二種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者	全て	実施基準 (鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項)	中国運輸局鉄道部 鉄道安全監査官				
10	【鉄道事業法第2条第5項】 索道による旅客又は貨物の運送を行う事業	全て	細則 (索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条)	中国運輸局海上安全環境部 運輸労務監理官	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○航行図 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面			
	【軌道法第3条】 軌道を敷設して運輸事業を営む者	全て	細則 (軌道運転規則第4条第1項)					
11	【海上運送法第2条第5項・第21条第1項】 一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業	全て	運航管理規程 (海上運送法施行規則第7条の2第1項、第21条の19第1項)	中国運輸局海上安全環境部 運輸労務監理官	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○航行図 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面			
12	【道路運送法第3条第1項イ】 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)	全て	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)	県危機管理課	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○運行系統図 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面			

政令 番号	対策計画の作成義務者(施設または事業例)	収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震 防災規程を定める計画	対策計画又は南海トラフ地震 防災規程の提出先	提出にあたり必要な添付書類	
13	【学校教育法第1条・第82条の2・第83条】					
	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校、各種学校その他	50人以上 (幼稚園又は特別支援学校は30人以上) 50人未満 (幼稚園又は特別支援学校は30人未満)	消防計画 (消防法第8条第1項)  対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	市町消防  県危機管理課	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面	
14	【児童福祉法第7条第1項】					
	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面	
	乳児院、障害児入所施設	10人以上	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課		
	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人未満				
	乳児院、障害児入所施設	10人未満				
	母子生活支援施設、児童厚生施設	全て				
	【身体障害者福祉法第5条第1項】					
	身体障害者福祉センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面	
	身体障害者福祉センター	30人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課		
	補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設	全て				
	【生活保護法第38条第1項】					
	更正施設	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面	
	救護施設	10人以上	対策計画 (南海トラフ特措法第8条)	県危機管理課		
	更正施設	30人未満				
救護施設	10人未満					
医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	全て					
【売春防止法第36条】						
婦人保護施設	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第8条)	県危機管理課	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面		
【老人福祉法第5条の3・第29条】						
老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面		
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	10人以上	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課			
老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30人未満					
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	10人未満					
【介護保険法第8条第27項】						
介護老人保健施設	10人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面		
	10人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課			
【障害者総合支援法第5条第1項・第11項・第25項・第26項】						
障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	○当該施設の位置を明らかにした図面 ○当該施設から避難場所までの避難経路を示した書面		
障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの)	10人以上	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課			
障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人未満					
障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの)	10人未満					

政令 番号	対策計画の作成義務者(施設または事業例)	取容人員等	対策計画又は南海トラフ地震 防災規程を定める計画	対策計画又は南海トラフ地震 防災規程の提出先	提出にあたり必要な添付書類
15	【鉱山保安法第2条第2項】 鉱山	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	当該施設の位置を明らかにした図面
16	【港湾法第2条第5項第8号】 貯木場(保管施設であるものに限る)	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	
17	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを 常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(敷地10,000㎡以上のものに限る) 動物園	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面
18	【道路法第2条第1項】 道路法の規定による道路のうち、地方道路公社が管理する道路 【道路運送法第2条第8項】 一般自動車道	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	当該施設の位置を明らかにした図面
19	【放送法第2条第2号・第118条第1項】 基幹放送事業、放送局設備供給役務提供事業	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面
20	【ガス事業法第2条第10項】 一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業所	全て	保安規程 (ガス事業法第30条第1項)	中国四国産業保安監督部 保安課	
21	【水道法第3条第2項・第4項・第6項】 水道事業、水道用水供給事業、専用水道	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	県危機管理課	○当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面 ○対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町の名称を明らかにした書面
22	【電気事業法第2条第1項第8号、第10号、第12号及び第15号】 一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業(電気事業法 第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物)	全て	保安規程 (電気事業法第42条第1項)	中国四国産業保安監督部 電力安全課	
23	【石油パイプライン事業法第2条第3項】 石油パイプライン事業	全て	保安規程 (石油パイプライン事業法第 27条第1項)	経済産業省保安課 高圧ガス保安室	当該施設の位置を明らかにした図面
24	上記以外の工場、作業場又は事業場等	勤務する者の数 が1,000人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	市町消防	

政令番号…南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各項